

# 病児・病後児保育の利用料減免について



## 病児・病後児保育事業とは

こどもが病気または病気の回復期の際に、集団保育が困難でかつ家庭での保育が困難な場合に、専用のスペースにて看護師及び保育士が一時的に預かる事業です。

当事業を利用される際にかかる費用（利用料のみ）について、生活保護世帯と市民税非課税世帯を対象に減免をおこなっております。

### 1 減免対象世帯

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯

※市民税非課税世帯の判定は、4月～8月の期間については前年度の課税状況を、9月～翌年3月の期間については当年度の市町村民税の課税状況をもとに行います。

年	令和8年										令和9年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税年度	令和7年度の課税額で算定					令和8年度の課税額で算定							
収入	令和6年1月～12月の収入に基づき課税					令和7年1月～12月の収入に基づき課税							

### 2 減免が対象となる施設

ハート保育園（病児対応型）

🏠 赤道 174-12（202号室）

☎ 098-989-0045



※対象となるこども…病気の回復期に至っておらず、当面の症状の急変が認められないこども

石川どろんこ保育園（病後児対応型）

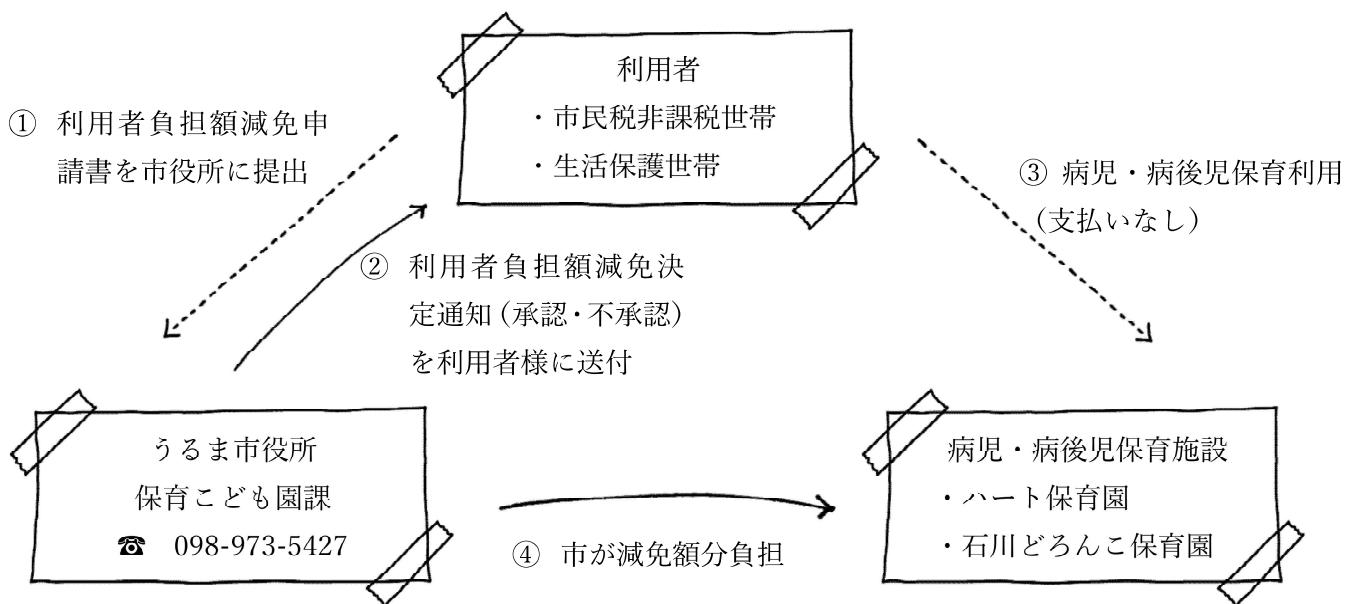
🏠 石川東恩納 952-1

☎ 098-987-8101



※対象となるこども…病気の回復期にあるが、まだ集団での保育には適さないこども

### 3 利用の流れ



お問い合わせ先

うるま市役所 保育こども園課 098-973-5427

